

## 食品ロス削減推進計画について

### 1. 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年5月31日公布)

#### (1) 地方公共団体の責務(第4条)

地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

#### (2) 市町村食品ロス削減推進計画(第13条)

- ・市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、当該市町村の区域内における「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないこと。
- ・市町村は、市町村食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

### 2. 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月31日閣議決定)

#### (1) 地方公共団体の役割

求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、基本的施策や地域の特性に応じた取組を推進する

#### (2) 食品ロス削減推進計画の留意事項

項目	内容	※本市の状況
① 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主担当部局を定め、関係部局間で認識を共有(連絡会議の設置など)し、各施策の連携を深めることが必要。</li> <li>・フードバンク活動を行っている場合は、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら必要な支援を検討、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議」を設置(令和2年11月20日)。</li> <li>・環境課が主担当。</li> </ul>
② 地域の特性等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題の把握</li> <li>・一般廃棄物の組成調査による現状把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市食品ロス実態調査実施(平成30年度)</li> </ul>
③ 計画策定時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込む</li> <li>・国の削減目標を踏まえた目標の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度を予定</li> </ul>
④ 策定後の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議等を活用したPDCAサイクルの徹底</li> </ul>	

### 3. 北海道食品ロス削減推進計画

- ・令和3年3月25日策定：概要別紙

### 4. スケジュール

- R 3. 7 室蘭市食品ロス削減推進計画(骨子案)
- R 3. 1 1 室蘭市食品ロス削減推進計画(素案)
- R 4. 2 室蘭市食品ロス削減推進計画(案)